

千葉県商店街街路灯補助金交付要綱事務取扱要領

平成25年4月1日施行

最終改正 令和2年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県商店街街路灯補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の算定)

第2条 補助金の算定は、別表単価表を用いて行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

種 目	種 別	基準経費(円)
設 置		240,000
修 理	基 礎 工 事	40,000
	塗 装 工 事	20,000
	LEDからLEDの 電球交換	30,000
	LED化するため の 電球交換	50,000
撤 去		80,000